

大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、地域住民のコミュニティづくりと生涯スポーツの振興のため推進する総合型地域スポーツクラブの創設及び活動を支援することを目的に、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）から交付されるスポーツ振興くじ助成金（以下「くじ助成金」という。）をもって、大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するために必要な事項を定める。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（以下「センター交付要綱」という。）及び独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領に基づき、振興センターの募集の手引（以下「募集の手引」という。）の総合型地域スポーツクラブ活動助成に規定された助成対象事業とする。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、大阪市総合型地域スポーツクラブ登録要綱に基づき登録した総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）であり、かつ、前条の助成対象事業要件を満たす総合型クラブ、又は、同要件を満たす総合型クラブを創設しようとする団体（以下「創設団体」という。）とする。

(助成対象経費及び助成額等)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、センター交付要綱第2条第1項別記3に規定された助成対象経費及び助成割合を適用し、振興センターからくじ助成金の確定を受けた金額とする。

2 助成対象期間は、センター交付要綱第2条第3項に規定された助成対象期間とする。

(助成金交付申請)

第5条 申請をしようとする総合型クラブ又は創設団体（以下「申請者」という。）は、事前に大阪市と調整のうえ、大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金交付申請書（様式第1号）及び振興センターのホームページに掲載される事業実施計画書、収支予算書などの指定様式及び振興センターが必要とする書類を募集の手引の提出書類を確認したうえ、大阪市が指定した日までに大阪市に提出する。

大阪市は申請者から提出のあった当該申請に係る書類を審査のうえ、振興センターが指定する期限までに必要書類を添えて、振興センターに提出する。

(助成金交付の決定等)

第6条 大阪市は、振興センターから交付決定通知、条件付き交付決定通知又は不交付決定通知を受領した日から速やかに、振興センターからの当該通知に基づき、助成金の交付に係る決定を行い、当該申請者に対して通知する。

(申請の取下げ)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、センター交付要綱の規定により申請を取り下げようとするときは、事前に大阪市に連絡するとともに、大阪市が発行する助成金交付決定通知書記載日の翌日から速やかに、大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金交付申請取下げ申請書(様式第2号)を大阪市に提出しなければならない。

大阪市は、助成事業者から様式第2号の提出を受けた場合、振興センターが指定する期限までに、振興センターが指定する助成金交付申請取下げ書を振興センターに提出する。

(助成事業の変更等の申請)

第8条 助成事業者は、センター交付要綱の規定する範囲内で、助成事業内容に変更の理由が生じた場合は、速やかに大阪市に報告するとともに、大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金に係る計画変更承認申請書(様式第3号)及び振興センターが指定する指定様式並びに振興センターが必要とする書類を大阪市に提出しなければならない。

大阪市は、速やかに振興センターに報告するとともに、助成事業者から提出のあった当該申請に係る書類を審査のうえ、振興センターが必要とする書類を添えて、振興センターに提出する。

(助成事業の変更等の承認)

第9条 大阪市は、振興センターから交付要綱に規定する計画変更承認書及び変更交付決定通知書を受領した場合、速やかに、当該計画変更承認書及び変更交付決定通知に基づき、事業の変更に係る承認等の決定を行い、助成事業者に対して通知する。

(助成事業の中止又は廃止)

第10条 助成事業者は、助成事業を中止または廃止しようとするときは、速やかに大阪市に報告するとともに、大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を大阪市に提出しなければならない。

大阪市は速やかに振興センターに報告するとともに、当該申請書を審査のうえ、振興センターが必要とする書類を振興センターに提出する。大阪市は振興センターから中止(廃止)の承認書及び交付決定の全部もしくは一部の取り消し又は変更を行う通知書を受領

した場合、速やかに、振興センターから受領した当該承認書及び通知書に基づき、助成事業者に対して通知を行う。

(状況報告及び調査)

第 11 条 助成事業者は、大阪市が指定した日までに、振興センターが指定する収支計算書等の指定様式と領収書等助成対象経費の支出を証する書類を大阪市へ提出しなければならない。

大阪市は、助成事業者の提出書類と振興センターが必要とする状況報告書等について、期限までに振興センターに送付する。

2 振興センター又は大阪市は、助成事業の遂行及び収支等の状況について調査することができる。

(助成事業の遂行等及び命令)

第 12 条 助成事業者は、交付決定及び条件付き交付決定内容に基づき、善良な管理者として助成事業を遂行しなければならない。交付決定された助成金は、他の用途に使用してはならない。

2 前項の規定に基づき、適正に助成事業が遂行されていないと認められる場合、大阪市は当該事業を適正に遂行することを命じることができる。

3 助成事業者が前項の命令に違反した場合、大阪市は、当該助成事業者に対して、当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 13 条 助成事業者は、助成事業を完了したとき（中止・廃止の承認を受けた時を含む）は、振興センターが指定する日の 10 日前までに、大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金に係る事業実績報告書（様式第 5 号）、振興センターが指定する収支計算書等の指定様式及び領収書等助成対象経費の支出を証する書類を大阪市に提出しなければならない。

大阪市は助成事業者の提出書類と併せて、振興センターが必要とする書類を添えて、振興センターが指定する日までに振興センターに提出する。

(助成金額の確定等)

第 14 条 大阪市は、振興センターが確定したくじ助成金の額に基づき、助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。また、振興センターにその通知の写しを送付する。

(是正のための措置)

第 15 条 振興センターが、センター交付要綱第 14 条に基づき大阪市に是正のための措置

を命じた場合は、大阪市が助成事業者に対し是正命令を行う。

- 2 前項の規定により、助成事業者が、是正命令に従って行う助成事業についても、第 13 条の規定を準用する。

(助成金交付の時期)

第 16 条 助成事業者は、第 14 条の規定による助成金額の確定にかかる通知書を受領した後、速やかに大阪市が指定する請求書を大阪市に提出しなければならない。

ただし、次項に規定する概算払を受けた助成事業者は、速やかに大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成概算払精算書(様式第 7 号)を提出するとともに確定金額と概算払金額との差額の未受領額を大阪市に請求しなければならない。また、概算払い金額が確定金額を超過する場合は、大阪市は、助成事業者に対して、超過する額の戻入にかかる書類を送付するので、助成事業者は納入期限までに納入しなければならない。

- 2 大阪市は、助成事業者が助成事業の円滑な遂行を図るために、交付決定後から助成事業完了までの間に助成金が必要である場合、振興センターが指定する概算払の金額の範囲に基づき、概算払の金額の範囲を確定し、概算払することができる。

概算払を必要とする助成事業者は、概算払の金額の範囲内で大阪市総合型地域スポーツクラブ活動助成金概算払申請書(様式第 6 号)により概算払による助成金の支払いを申請することができる。

大阪市が概算払いの必要性を精査し、必要と認めた場合、助成事業者は大阪市指定の請求書を提出しなければならない。

申請書の提出期限は、振興センターが指定する 7 月支払いの申請書提出期限の 20 日前までに、様式第 6 号を大阪市に提出しなければならない。

- 3 大阪市は、前第 1 項、第 2 項の請求書の提出があった場合、請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求にかかる助成金を交付する。

(交付の決定の取消等)

第 17 条 振興センターは、センター交付要綱に規定している交付決定の取消等の要件に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更について、大阪市に通知する。

大阪市は、当該通知に基づき、交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更決定を行い、助成事業者に通知する。

- 2 大阪市は、助成事業者が第 12 条、第 19 条及び第 21 条第 1 項の規定に違反した場合、又はその他大阪市が不適切と認めた場合、交付決定の全部若しくは一部の取消し又は変更決定を行うことができる。
- 3 前第 1 項、第 2 項の規定は、交付すべき助成金額の確定通知があった後についても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 18 条 前条第 1 項の規定により、交付の決定の取消等があった場合において、既に助成金が交付されている場合は、助成事業者は、大阪市が定める期限までに、当該助成金を返還しなければならない。当該返還金をもって、大阪市は振興センターにくじ助成金を返還する。

2 助成事業者が、前項に定める期限までに返還しなかった場合、助成金の受領日から納付の日までの返還すべき金額に、大阪市が法令等で規定する利率を乗じた加算金及び延滞金を納付しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認めるときは当該加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査)

第 19 条 振興センター及び大阪市は、助成事業の適正を期するため必要と認めるとき、又はセンター交付要綱第 18 条に該当するときは、助成事業者に報告を求め、事務所等に立ち入り、帳簿等を検査することができる。この場合、助成事業者は検査に協力しなければならない。

(財産の管理等)

第 20 条 助成事業者は助成対象経費により取得した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、くじ助成金交付の目的に従い、効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 21 条 助成事業者は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の設備、機械及び器具については、別に定める期間内において、振興センター及び大阪市の承認を受けなくじ助成金交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

2 大阪市は、前項の場合において、振興センター及び大阪市の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を大阪市に納付させることができる。

大阪市は、当該収入を納付させた場合、当該納付金額を振興センターに納付させることとする。

(助成金の経理)

第 22 条 助成事業者は、助成事業の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助

成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

2 助成事業者は、金融機関に助成事業についての専用口座を設けなければならない。

(ロゴマーク等の表示)

第 23 条 助成事業者はセンター交付要綱に定められた方法により、スポーツ振興くじのロゴマーク及び振興センターのくじ助成金による助成事業であることを表示しなくてはならない。

(助成事業の公開等)

第 24 条 大阪市及び助成事業者は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

2 振興センター及び大阪市は、助成事業により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則 この要綱は令和 3 年 12 月 20 日から施行する。